

関東地方整備局夏期実習に関する覚書

関東地方整備局夏期実習生実施要領（平成20年6月10日付け国関整企画第37号企画部長通知）（以下「要領」という。）第5（3）に基づき、関東地方整備局と○○○大学（以下「教育機関」という。）は、別記「関東地方整備局夏期実習生名簿」に記載されている教育機関の所属学生（以下「実習生」という。）が関東地方整備局において実習を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 実習実施に係わる基本的役割等

関東地方整備局は別記のとおり実習生として受け入れ、実習生に対し必要な指導・助言を行う。教育機関は実習生に対し関東地方整備局実習生実施要領及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

第2 実習中における遵守事項等

- (1) 実習生は、実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、関東地方整備局職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、指導員の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、関東地方整備局の職員に適用されている勤務時間の例による。
- (4) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習生受入事務所長の承認を得なければならない。
- (6) 実習の欠勤は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡しなければならない。
- (7) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習生受入事務所は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (8) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。

第3 事故への対応等

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (3) 実習生が関東地方整備局又は第三者に損害を与えた場合には、法令に従って処理し、保険等により補償する。

第4 費用負担

実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

第5 誓約書の提出

実習生は、実習に先立ち、関東地方整備局に対して誓約書を提出する。

第6 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、関東地方整備局と教育機関が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、関東地方整備局及び教育機関が記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

（日付は、空欄。関東地方整備局において本覚書を受領した日付を記入し、貴職へ返送致します。）

関東地方整備局 企画部長 ○○○○ 印

○○大学 · · · ·

(総括責任者) ○○○○ 印

別記

関東地方整備局夏期実習生名簿

実習実施事務所	受入課・出張所	受入開始日	受入終了日	学部・学科	氏名